



第10回 植物検疫の目的と輸入禁止品に関する農林水産大臣の 輸入許可手続について

松尾敬一

農林水産省横浜植物防疫所 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57

Objective of the plant quarantine and procedure of an import permit for prohibited articles under Special Conditions by The Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

Keiichi Matsuo

Yokohama Plant Protection Station, The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan
5-57 Kita-Nakadori, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 231-0003, Japan

1. はじめに

我が国の植物検疫は1913年（大正2年）に「輸出植物検査証明規程」が制定され、米国向け輸出植物の検疫業務を開始したのが始まりで、1914年（大正3年）には「輸入植物取締法」が制定され、輸入検疫が開始された。昭和25年には現行の「植物防疫法」が制定され、以降現在まで約100年の歴史がある。植物防疫所では本法律に基づき、輸出入植物を検疫しているが、これら輸出入植物の検査の他、試験研究用等に供する有害動植物の輸入許可手続に関する業務も行っている。近年、海外から土壌を輸入して菌類等を分離したり、菌株を輸入して試験研究に用いるケースも年々増加している。

本稿では、日本微生物資源学会員および微生物株の保存・利用者の方々に、特に植物病原菌に係る植物防疫法の概要等を解説し、試験研究のために海外から病原菌を輸入する際の農林水産大臣による輸入許可及び国内の指定微生物株保存機関から輸入検疫有害植物を譲り受ける譲受許可手続、利用上の注意点等を紹介する。

2. 植物検疫の必要性

病害虫は、自ら飛しょうする、風雨によって運ばれる、寄主植物などに付着して人為的に運ばれる、とい

う主に三つの方法によって分散していく。国際貿易の進展や輸送手段の発達により輸入植物量が増大し、種類が多様化しており、海外からの植物に付着して病害虫が侵入してくる危険性は非常に大きくなっている。特に近年は、輸送時間の短縮化及び鮮度保持技術の発達により、生きた病害虫が日本へ到着する。新しい地域に侵入した病害虫は、従来から存在する病害虫よりも危険性が大きいおそれがある。その土地の気候風土が侵入した病害虫の生活に不相当である場合は問題にならないが、逆に、気候等が生息条件に適する場合、競合する病害虫や天敵がない場合は、新天地に定着・まん延し原産地の何倍もの害を与えることになる。このような侵入病害虫の代表的事例には、1873年（明治6年）頃アメリカ合衆国からヨーロッパにまん延し各国のブドウの生産を3分の1に落としたブドウベと病、1912年（明治45年）日本からアメリカに侵入しフロリダで大問題となったカンキツかいよう病、1957年（昭和32年）殺菌剤の研究用としてアメリカからヨーロッパに持ち込まれまん延したタバコベと病、など世界の農業史上数多くみられる。我が国への侵入事例では、大正年間に侵入し現在でもサツマイモの重要な病気となっているサツマイモ黒斑病などがある。世界各国では、国際植物防疫条約及び各国の植物検疫関連法に基づき外国の検疫有害動植物の自国へ侵入及びまん延を未然に防ぎ、また、定着前に対策が講じられている。

3. 植物検疫の目的

関係する条約、法律としては国際植物防疫条約（IPPC：International Plant Protection Convention）と国内法の植物防疫法がある。IPPCでは植物検疫の目的を、「植物及び植物生産物に対する有害動植物のまん延及び侵入を防止し、並びに有害動植物の防除のための適切な措置を促進するための共同の、かつ、有効な措置を確保することを目的として、締約国は、この条約の規定に基づく補足的協定に定める立法上、技術上及び行政上の措置をとることを約束する」としている。また、植物防疫法では法律の目的を「この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする」と規定されている。

我が国の植物検疫は、我が国における病害虫の発生の有無、その重要性及び我が国への侵入の可能性等の評価に基づき、特定の国からの特定の植物の輸入禁止措置、輸出国の栽培地における検査及び輸出国の政府機関により発行された検査証明書の添付を要求しており、輸入に際しては植物防疫官が検査を行うこととしている。

4. 有害動植物等の定義

1) 植物防疫法における「植物」、「有害植物」、「有害動物」の定義

植物検疫において、どのような植物を検査し、検疫対象とする動植物は何かについて、植物防疫法には、以下のとおり定義されている。

(1)「植物」とは、顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む）で、次項の有害植物を除くものをいう。なお、むしろ、こも、その他これに準ずる加工品が含まれているのは、それ自体に有害動植物が付着する可能性があるためである。

(2)「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びウイルスであって、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。「有害動物」とは、昆虫、ダニ等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であって、有用な植物を害するものをいう。なお、ここでいう「有用な植物」とは、人間の食用、薬用、観賞用等に用いる植物、すなわち直接、間接に人間の生活に役立つ植物をいい、「植物を害する」とは、植物の価値を量的、質的に低下させることをいう。

2) 有害植物及び検疫有害植物の範囲

さらに、上記で有害植物と定義されたもののうち、「有用な植物を直接又は間接に害しない真菌、粘菌、細菌、ウイルス及び死滅した有害植物は、有害植物に該当しない」として農林水産省告示（輸入植物検疫規程）に規定されている（例：ちゃわんたけ等の真菌、むらさきほこりかび等の粘菌、バチルス・フォスフォロウス等の細菌）。

また、植物防疫法において検疫有害植物とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害植物であって、①国内に存在することが確認されていないもの、②既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの、に該当するものと規定されている。

一方、有害動植物に関する研究の進展により、有害動植物の危険度についての知見が明らかになっていくなかで、すべての植物、有害動植物について一律に検疫を行うのではなく、有害動植物の危険度を解析し、その危険度に応じた検疫措置をとるべきという考え方が一般的になってきており、国際的には検疫措置は検疫有害動植物に限定するとの認識が一般的となっている。我が国においては病害虫の危険度解析（Pest Risk Analysis：PRA）の結果に応じた必要最小限の検疫措置を講じるという考え方にに基づき、IPPCに基づく国際基準に準じたPRAを行い、植物検疫措置の対象となる検疫有害動植物を定めてきた。なお、植物防疫法施行規則（以下「規則」という）では検疫の対象にならないいわゆる非検疫有害植物を定めている（詳細は植物防疫所HP参照）。

5. 輸入の禁止

植物防疫法で定義された植物及び検疫有害動植物を対象に、検査、消毒、廃棄等の検疫措置が実施されるが、我が国に発生していない危険な病害虫であって、輸入及び輸出検査ではその検出が極めて困難なもの、適切な消毒方法が確立されていないもの、輸入禁止の措置を講じる以外にその侵入を防止する方法がないものについては、輸入禁止の措置が講じられており、植物防疫法第七条第1項により次に掲げるものは輸入が禁止されている。

1) 規則別表一に掲げる植物で、別表一に掲げる地域において野生しているもの（栽培地検査対象植物関係。ただし、本規定に関連する指定検疫有害植物のみを記

載して紹介).

えんどう萎ちょう病菌, いんげんまめ萎ちょう細菌病菌, すいか果実汚斑細菌病菌, とうもろこし萎ちょう細菌病菌, とうもろこし葉枯細菌病菌, ソラマメステインウイルス, ソラマメトゥルーモザイクウイルス.

2) 規則別表二で定める地域から発送され, 又は当該地域を経由した植物 (輸入禁止品関係, ただし, 本規定に関連する指定検疫有害植物のみを記載して紹介).

ジャガイモがんしゅ病菌, たばこべと病菌, 火傷病菌, カンキツグリーンング病菌, トリココニス・カウダタ, バランシア・オリゼー, その他の日本に産しないいねの検疫有害植物.

3) 検疫有害動物又は検疫有害植物そのもの.

4) 土又は土の付着する植物.

土の中には害虫, 線虫, 病原体が生息しており, それらの確実な検出が不可能なため土又は土の付着する植物の輸入は禁止されている. また, 陶土, りん鉱, けいそう土, ポーキサイト, 有機質を混入しない砂れきは病虫害付着のおそれがないので輸入が禁止される土には該当しない.

5) 前 1) ~ 4) に掲げるものの容器包装.

6. 輸入禁止品の輸入許可 (法第七条)

上述の輸入禁止品について植物防疫法の条文では「何人も, 輸入してはならない。」とされているが, 学術研究等の場合を考慮し「試験研究の用その他省令で定める特別の用 (以下, 「試験研究等」という) に供するため, 農林水産大臣の許可を受けた場合」に限って輸入することができるよう本法律で例外規定が設けられており, これを輸入禁止品の輸入許可 (通称「大臣許可」) という.

なお, 「試験研究の用」としては, 遺伝資源の研究, 病虫害防除技術の開発, 検疫技術の開発, DNA 解析, 形態学的又は生理・生態学的研究, 医療・殺菌剤・殺虫剤開発, 微生物分離・同定, 成分分析及び理化学研究等がある. 「省令で定める特別の用」としては, ①博物館, 植物園その他公共の施設において, 標本として展示し, 又は保管する場合, ②犯罪捜査のための証拠物として使用する場合, ③ウリミバエの防除を行うことを目的として, 生殖を不能にされたウリミバエを生産するため, ウリミバエの繁殖の用に供する場合等

がある.

輸入禁止品の輸入許可の事務手続きは, 輸入者が植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに申請書を提出し, 輸入禁止品の散逸防止を主とした厳格な管理条件を付してこれを許可する. また, 試験研究等が終了した際には植物防疫官立会いの下に残った禁止品等を処分し, その管理経過及び試験結果を植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに報告し, 受理され管理完了となる. これらの申請手続き及び具体的な取り扱いの手順は以下のとおりである.

1) 輸入禁止品輸入許可申請の手続き

試験研究等の目的で輸入禁止品を輸入しようとする者は, 輸入に先立って農林水産大臣あての「輸入禁止品輸入許可申請書」を申請者の所在地を担当する植物防疫 (事務) 所 (支所・出張所を含む. 以下, 「植物防疫所」という) に提出する. これを受けた植物防疫所は, その申請内容を審査し, 必要があれば試験等を行う施設が病虫害の散逸を防止するのに十分な状態であるか調査し, 農林水産大臣へ上申する.

2) 許可された輸入禁止品の送付と輸入検査

申請された輸入禁止品が輸入許可された場合は, 申請者あてに植物防疫所を通じて農林水産大臣名の輸入許可指令書と輸入許可証票が送付される. 輸入許可指令書の中には輸入禁止品の散逸防止のための措置, 輸送方法, 試験を行う場所, 管理保管場所の制限, 管理責任者の氏名, 試験研究等の実施期間, 試験研究等の期間中及び終了時の消毒方法等が条件付けられている. 申請者は, 輸入許可証票を輸入禁止品の各梱包の外装に表と裏が見えるように 1 梱あたり 2 枚ずつ貼り付けたうえ, 植物防疫所気付として送付するよう手配する. 輸入を許可された輸入禁止品が植物防疫所に到着すると, 植物防疫官はその輸入禁止品が許可されたものであるかどうか, 許可された数量内であるか否か等を検査し, 相違ないことが認められれば, 輸入を認可し, 荷受人に直接手渡すか又は送付する.

3) 試験研究等の期間中又は試験研究等の終了時の実地調査

試験期間が年度をまたがる場合, 申請者は毎年 3 月末までに植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに「輸入禁止品管理 (利用) 状況報告書」を提出し, 植物防疫所は, 試験期間中必要に応じて, 輸入禁止品の利用・保管状況, 使用した器具の消毒等が輸入許可指

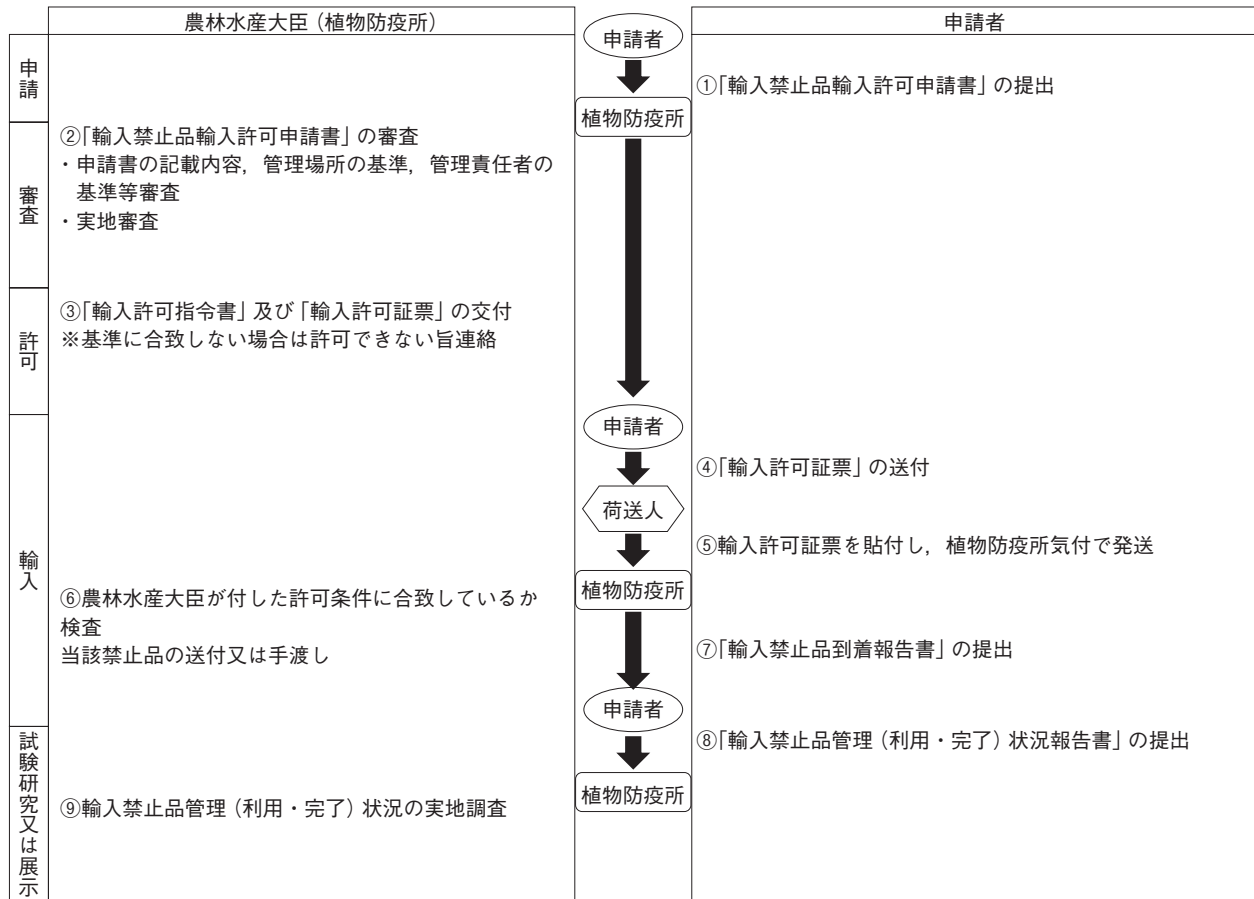


図1 輸入禁止品輸入許可申請等手続き模式図

令書の条件どおり実施されているか管理状況の調査を行う。試験研究等が終了した場合は、申請者は、植物防疫官立会いの下、残った輸入禁止品等の処分を行い「輸入禁止品管理 (完了) 状況報告書」を植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出する。

4) 条件に違反した場合の措置

輸入が許可されてから試験研究等が終了するまでの間に、輸入許可指令書の条件違反があった場合は、農林水産大臣は許可の取り消し、輸入禁止品の処分、その他必要な措置を行う。

7. 国内の指定微生物株保存機関からの輸入検疫有害植物の譲受許可

輸入が許可された輸入禁止品については、前述のとおり、輸入許可を受けた者に対し、当該輸入禁止品の保管、管理等について種々の条件が付されており、第三者への分譲も厳しく制限されている。しかし、輸入

目的が学術研究のための保存や公開分譲の場合については、その主旨に合致した輸入許可条件で輸入し分譲することができる。輸入検疫有害植物 (以下、「輸入検疫有害菌」という) の譲受許可手続は、譲り受け希望者が植物防疫所長に申請し、同所長が検疫有害菌の散逸防止を主とした厳格な管理条件を付してこれを許可し、試験研究等が終了した際に植物防疫官立会いの下に残った輸入検疫有害菌等を処分し、その管理経過及び試験結果を同所長あてに報告し、受理され管理完了となる。これらの申請手続及び具体的な取り扱いの手順は以下のとおりである。

1) 指定微生物株保存機関と分譲が認められる輸入検疫有害菌

輸入検疫有害菌の保存及び分譲を行うことができる指定微生物株保存機関とは、学術研究のための微生物株の保存及び公開分譲を目的として微生物株を収集又は管理することができる機関として農林水産省消費・

安全局長が指定するもの（以下、「保存機関」という）であり（表1）、分譲を認める輸入検疫有害菌は規則別表一及び二の輸入禁止植物の輸入禁止理由となっている検疫有害植物及びこれに次いで侵入を警戒すべき重要な検疫有害植物（表2）を除いた種類に限られている。

なお、保存機関における利用期間は、申請時は通常の試験研究等と同様最長6年であるが、その後の利用については、輸入許可条件の一部変更手続により10年毎の利用延長が認められる。

2) 輸入検疫有害菌譲受許可申請の手続き

(1) 試験研究の目的のため保存機関から菌株を譲り受けようとする者は、保存機関に希望する菌株の譲受け申し込みを行う。

(2) 保存機関は、当該菌株が農林水産大臣の許可を受けて保存している菌株に該当する場合、申請者に対して当該菌株の輸入許可指令番号を付記したうえ植物

防疫所で必要な手続きを行うことを通知する。

(3) 申請者は「輸入検疫有害菌譲受許可申請書」を最寄の植物防疫所に提出する。

(4) これを受理した植物防疫所は、その内容を審査し、必要に応じて試験を行う場所等の調査を行い、具体的な条件及び本条件に違反した場合の取消し等を付した「輸入検疫有害菌譲受許可書」を交付する。

(5) 申請者は本許可書を保存機関に提示し、保存機関から菌株の送付を受ける。また、菌株を分譲した保存機関は、分譲した旨を植物防疫所長に報告する。

3) 試験研究等の期間中又は試験研究等の終了時の実地調査

試験期間が年度をまたがる場合、申請者は毎年3月末までに植物防疫所を経由して植物防疫所長あてに「輸入検疫有害菌管理（利用）状況報告書」を提出し、これを受け植物防疫所は、試験期間中必要に応じて、輸入検疫有害菌の利用・保管状況、使用した器具の消

表1 指定微生物株保存機関（平成22年9月7日現在）

指定微生物株保存機関名	保存菌株番号に付される記号
独立行政法人 農業生物資源研究所遺伝資源センター (NIAS)	MAFF
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構	
中央農業総合研究センター (NARC)	MAFF
畜産草地研究所 (NILGS)	MAFF
畜産草地研究所那須研究拠点 (NILGS)	MAFF
果樹研究所 (NIFTS)	MAFF
野菜茶業研究所 (NIVTS)	MAFF
食品総合研究所 (NFRI)	MAFF
独立行政法人 農業環境技術研究所農業環境インベントリーセンター (NIAES)	MAFF
独立行政法人 森林総合研究所企画部 (FFPRI)	FFPRI
独立行政法人 産業技術総合研究所つくばセンター中央第六事業所 (AIST)	FERM
独立行政法人 産業技術総合研究所特許生物寄託センター (IPOD)	FERM
独立行政法人 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター (DOB)	NBRC
独立行政法人 理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンター (JCM)	JCM
国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部 (NIHS)	TSY
国立大学法人 北海道大学大学院農学研究院応用生命科学専攻分子生命科学講座応用菌学分野 (AHU)	AHU
国立大学法人 群馬大学医学部薬剤耐性菌実験施設 (IMRG)	IMRG
国立大学法人 千葉大学真菌医学研究センター (MMRC)	IFM
国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科 (ATU)	ATU
国立大学法人 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室 (IID)	IID
東京農業大学応用生物科学部菌株保存室 (NRIC)	NRIC
国立大学法人 岐阜大学大学院医学系研究科再生分子統御学講座病原体制御学分野 (GTC)	GTC
独立行政法人 酒類総合研究所 (NRIB)	RIB
国立大学法人 大阪大学大学院工学研究所 (OUT)	OUT
国立大学法人 大阪大学微生物病研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室 (RIMD)	RIMD
国立大学法人 広島大学大学院先端物質科学研究所 (HUT)	HUT

(注) 指定微生物株保存機関名の末尾の () は機関略号

表2 譲受許可が適用できない検疫有害菌

	学名	英名	和名	
植物防疫法施行規則別表1に掲げる検疫有害植物	<i>Fusarium oxysporum</i> Schl. emend. Snyder & Hans. f. sp. pisi (van. Hall) Snyder & Hans.	wilt	えんどう萎ちょう病菌	
	<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (Hedge 1922) Collins & Jones 1984	bacterial wilt of beans	いんげんまめ萎ちょう細菌病菌	
	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (Schaad et al. 1978) Wilems et al. 1992	bacterial fruit blotch of watermelon	すいか果実汚斑細菌病菌	
	<i>Erwinia stewartii</i> (Smith 1898) Dye 1963	Stewartii's disease	とうもろこし萎ちょう細菌病菌	
	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (Vidaver & Mandel 1974) Davis et al. 1984	Goss's bacterial wilt and blight	とうもろこし葉枯細菌病菌	
	<i>Broad bean stain virus</i>		ソラマメステインウイルス	
	<i>Broad bean true mosaic virus</i>		ソラマメトゥルーモザイクウイルス	
植物防疫法施行規則別表2に掲げる検疫有害植物	<i>Synchytrium endobioticum</i> (Schilb) Percival	potato wart	じゃがいもがんしゅ病菌	
	<i>Peronospora tabacina</i> Adam	tobacco blue mold	たばこべと病菌	
	<i>Trichoconis caudata</i> (Appel et Strunk) Clements			
	<i>Balansia oryzae</i> (Sydow) Narasimhan et Thirumalachar	udbatta disease	ミイラ穂病菌	
	<i>Erwinia amylovora</i> (Burrill) Winslow et al. 1920	fire blight	火傷病菌	
	<i>Candidatus Liberibacter africanus</i>	Huanglongbing (Citrus Greening Disease)	カンキツグリーニング病菌	
	<i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i>			
<i>Candidatus Liberibacter americanus</i>				
特定重要病害	(糸状菌)	<i>Apiosporina morbosa</i> von Arx	black knot	
		<i>Ceratocystis fagacearum</i> (Bretz) Hunt	oak wilt	ナラの萎凋病菌
		<i>Deuterophoma tracheiphila</i> Petri	mal secco	
		<i>Drechslera iridis</i> (Oud.) M.B.Ellis	ink disease	
		<i>Eutypa lata</i> (Pers.:Fr.) Tul. & C. Tul.	Eutypa dieback	
		<i>Guignardia citricarpa</i> Kiely	black spot	
		<i>Ophiostoma ulmi</i> (Buisman) Nann.	Dutch elm disease	ニレのオランダ病菌
		<i>Puccinia pittieriana</i> P.Hennings	potato rust	
		<i>Sphaeropsis tumefaciens</i> Hedges	Sphaeropsis knot	
	(細菌)	<i>Spiroplasma citri</i> Saglio et al. 1973	citrus stubborn disease	
		<i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzicola</i> (Fang et al. 1957) Swings et al. 1990	bacterial leaf streak of rice	イネ条斑細菌病菌
		<i>Xylella fastidiosa</i> Wells et al. 1987	phony peach disease	
	(ウイルス)	<i>Fiji disease virus</i>	sugarcane Fiji disease	
		<i>Plum pox virus</i>		
		<i>Potato yellow dwarf virus</i>		
	(ウイロイド)	<i>Sweet potato mild mottle virus</i>		
Citrus cachexia viroid		citrus cachexia disease		
その他の検疫有害植物	(糸状菌)	<i>Calonectria theae</i> Loose	Cercospora disease	
		<i>Coleosporium ipomoeae</i> (Schw.) Burrill	sweet potato orange rust	さび病菌
		<i>Diplodia maydis</i> (Berkeley) Saccardo	Diplodia corn ear rot	

表2 譲受許可が適用できない検疫有害菌 (続き)

その他の 検疫 有害植 物	(糸状菌)	<i>Elsinoë australis</i> Bitancourt & Jenkins	sweet orange scab		
		<i>Erysiphe cruciferarum</i> Opiz ex Junell	powdery mildew		
		<i>Fusarium oxysporum</i> Schlechtendahl f. sp. <i>betae</i> (Stewart) Snyder et Hansen	sugar-beet yellows		
		<i>Fusarium oxysporum</i> Schlechtendahl f. sp. <i>tuberosi</i> (Wollenweber) Snyder et Hansen	wilt		
		<i>Fusarium solani</i> (Martius) Apple & Wollenweber f. sp. <i>eumartii</i> (Carpenter) Snyder et Hansen a type	Fusarium wilt		
		<i>Gymnosporangium clavipes</i> (Cooke & Peck) Cooke & Peck	quince rust		
		<i>Gymnosporangium juniperivirginianae</i> Schweinitz	ceder apple rust		
		<i>Hendersonula toruloidea</i> Nattrass	branch wilt		
		<i>Hypoxyylon mammatum</i> (Wahl) J.H. Miller	Hypoxyylon canker	ポブラヒポキシロン胴枯病菌	
		<i>Hypoxyylon mediterraneum</i> (de Not.) Ces. & de Not.	charcoal disease		
		<i>Mycocentrospora acerina</i> (Hartig) Deighton	celery storage rot		
		<i>Myrothecium roridum</i> Tode ex Fries	Myrothecium rot		
		<i>Nematospora coryli</i> Peglion	dry rot of citrus		
		<i>Peniophora sacrata</i> G.H. Cunn.	root canker		
		<i>Peronosclerospora maydis</i> (Racib.) C.G. Shaw	Java downy mildew	トウモロコシベと病菌	
		<i>Peronosclerospora philippinensis</i> (Weston) C.G. Shaw	Philippine downy mildew		
		<i>Peronosclerospora sacchari</i> (Miyake) Hara	sugarcane downy mildew	サトウキビベと病菌	
		<i>Peronosclerospora sorghi</i> (Weston & Uppal) C.G. Shaw	sorgum downy mildew		
		<i>Phomopsis cucurbitae</i> McKeen	black rot		
		<i>Phymatotrichopsis omnivora</i> (Duggar) Hennebert	Phymatotrichum root rot		
		<i>Phytophthora phaseoli</i> Thaxter	downy mildew of lima bean		
		<i>Puccinia aristidae</i> Tracy	orange rust of spinach	ハウレンソウさび病菌	
		<i>Puccinia erianthi</i> Padwick & Khan	leaf rust of sugarcane		
		<i>Pucciniastrum americanum</i> (Farlow) Arthur	late leaf rust ofraspberry		
		<i>Rosellinia bunodes</i> (Berk. & Br.) Sacc.	root rot	コーヒーノキ紋羽病菌	
		<i>Rosellinia pepo</i> Pat.	black root rot		
		<i>Septoria citri</i> Passerini	Septoria spot of citrus		
		<i>Sphaerostilbe repens</i> Berk. & Br.	root rot		
		<i>Uromyces betae</i> Kickx	beet rust	テンサイさび病菌	
		(細菌)	<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>betae</i> (Keyworth, Howell & Dowson 1956) Collins & Jones 1984	silvering disease of red beet	
			<i>Erwinia tracheiphila</i> (Smith1895) Bergey, Harrison, Breed, Hammer & Huntoon 1923	bacterial wilt	青枯病菌
			<i>Rhodococcus fascians</i> (Tilfoed 1936) Goodfellow 1984	fasciation	帯化病菌

表 2 譲受許可が適用できない検疫有害菌 (続き)

(細菌)	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>juglandis</i> (Pierce 1901) Dye 1978	blight	クルミ褐色腐敗病菌
	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>populi</i> de Kam 1984	canker	ポプラかいよう細菌病菌
	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>undulosa</i> (Smith, Jones & Reddy 1919) Dye 1978	black chaff	
	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>vasculorum</i> (Cobb 1893) Dye 1978	gummosis	サトウキビゴム病菌
	<i>Xylella fastidiosa</i> Wells et al. 1987	Pierce's disease	
(MLO(マイコプラズマ様細菌))	Apple proliferation disease		
	Aster yellows (American) disease		
	Grapevine flavescence doree		
	Peach rosette disease		
	Peach yellow disease		
	Peach X-disease		
	Pear decline disease		
	Sugarcane grassy shoot disease		
その他 の検疫 有害植 物	<i>Carnation italian ringspot virus</i>		
	<i>Carnation ringspot virus</i>		
	<i>Cherry leaf roll virus</i>		
	Cherry rasp leaf virus	cherry rasp leaf disease	
	Cherry rusty mottle virus		
	Citrus cristacortis virus		
	Citrus impietratura virus		
	Citrus infectious variegation virus		
	<i>Citrus psorosis virus</i>	Blind pocket, Concave gum, Psorosis	
	Elm zonate canker		
	Grapevine legno riccio virus		
	Grapevine yellow vein virus		
	<i>Peach rosette mosaic virus</i>		
	Peach yellow bud mosaic virus		
	Pear stony pit disease		
	<i>Pelargonium leafcurl virus</i>		
	Potato stunt virus		
	Prune diamond canker		
	<i>Raspberry ringspot virus</i>		
	Strawberry latent ringspot virus		
	Strawberry leaf roll virus		
	Strawberry lethal decline virus		
	Sweet potato ringspot virus		
	Sweet potato russet crack virus		
	Sweet potato veinclearing virus		
(ウイロイド)	<i>Peach latent mosaic viroid</i>		

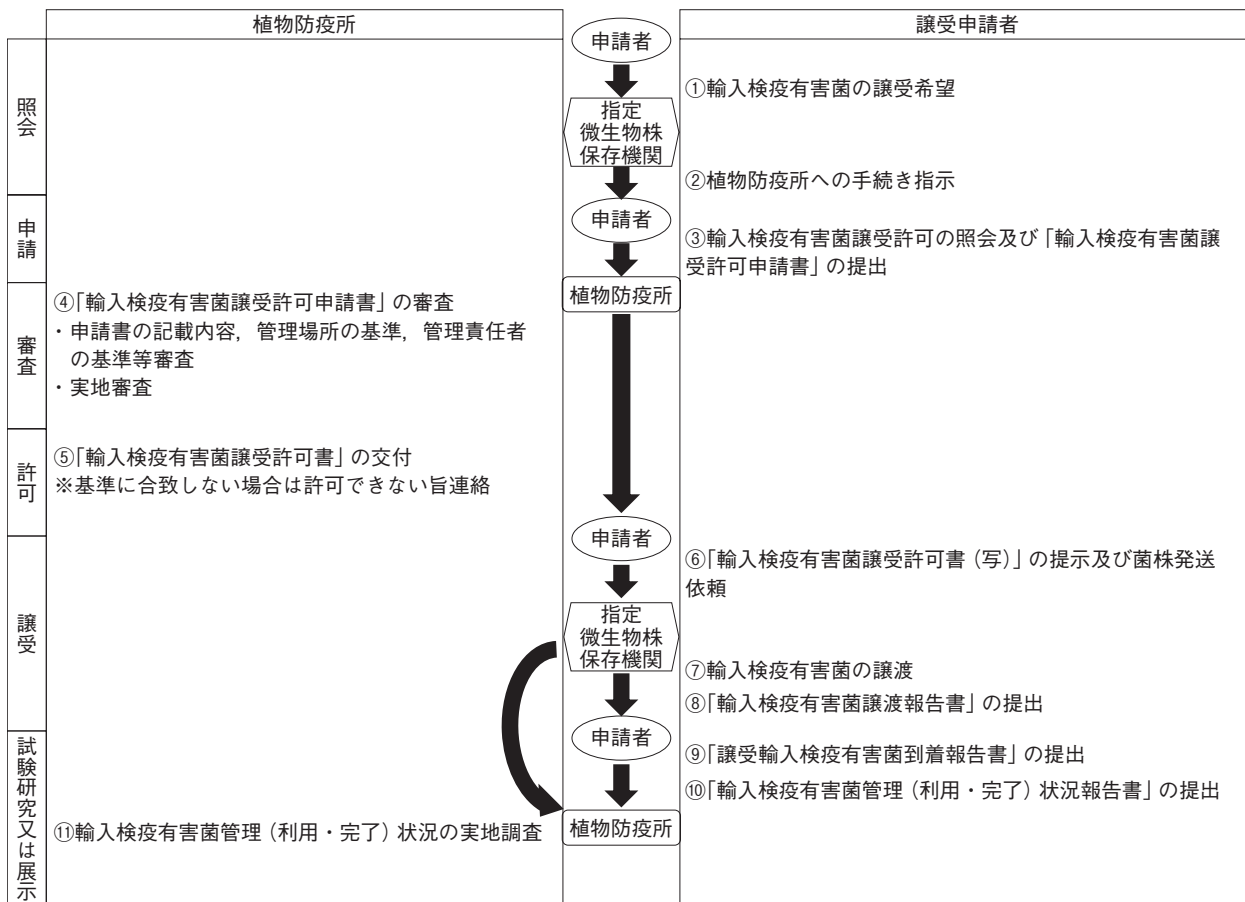


図2 輸入検疫有害菌譲受許可申請等手続き模式図

毒等が輸入検疫有害菌譲受許可指令書の条件どおり実施されているか管理状況の調査を行う。試験研究等が終了した場合は、申請者は、植物防疫官立会いの下、残った輸入検疫有害菌等の処分を行い「輸入検疫有害菌管理(完了)状況報告書」を植物防疫所長あてに提出する。

4) 条件に違反した場合の措置

譲り受けが許可されてから試験研究等が終了するまでの間に、輸入検疫有害菌譲受許可書の条件違反があった場合は、許可の取り消し、輸入検疫有害菌の処分、その他必要な措置を行う。

8. 輸入禁止品の輸入許可手続きに係る注意事項等

1) 輸入しようとする菌株等が植物防疫法上の輸入禁止品に該当するか否かについては、当所ホームページの「生きた昆虫・微生物などの規制に関するデータベース」で学名検索できる。本データベースに掲載されて

いない菌類等については、最寄りの植物防疫所あて照会願いたい。

2) 申請受理後、許可までに要する日数については、1ヶ月であるが、実地審査を行う必要がある場合は40日であり、申請に際しては余裕をもって早めに行っていただくようお願いする。

3) 輸入禁止品を輸入する際に、輸入許可条件に記載されている輸送方法と異なった方法で輸入される事例がある。主な輸送方法には「携行」、「郵便」及び「貨物」があるが、許可された輸送方法(複数可能)により輸入していただくようお願いする。

なお、最近、国際貨物において、大臣許可品を取り扱わない宅配業者があると聞いているのでご注意願いたい。

4) 輸入禁止品を輸入する際に、輸入許可条件に記載

された輸入期限を過ぎて日本へ到着する場合があります、余裕をもった輸入期限の設定をお願いします。

5) 輸入禁止品は、必ず植物防疫所気付で輸入され、輸入海空港の植物防疫所において許可条件に合致しているか検査が実施される。このため、もし、到着した荷口に「輸入許可証票」が添付されたままの場合や「輸入認可証印」の押印が見あたらない場合は、植物防疫所の検査を受けていないことが想定されることから、荷口を決して開封せず速やかに最寄りの植物防疫所に連絡するようお願いする。

6) 輸入禁止品を用いた研究内容を論文等で発表する際は、第三者への誤解を防ぐため、「研究材料は大臣許可制度を利用し海外から輸入した」旨の記載をお願いします。

9. リスクに応じた検疫制度の見直し

近年、輸入植物の種類、輸出国の増加や国際流通の迅速化などに伴い、国内に発生していない新たな病害虫が侵入する危険性が増大しており、また、国際ルールは、科学的な根拠に基づくリスク評価の結果に従って植物検疫措置を設定すること、及び検疫措置の対象とする病害虫を学名をもってリスト化し、公表することを要請している。今般、これらに輸入植物検疫を整合させ、強化するために植物防疫法施行規則（省令）の一部改正を行うこととしているので、その概要を以下に紹介する。

1) 検疫有害動植物の規定方法等の変更（植物防疫法施行規則第5条の2関係）

①輸入検疫措置の対象となる検疫有害動植物の規定方法を、対象としない有害動植物を明示する方式から、対象とする検疫有害動植物を明記する方式に変更し、省令に有害動物：509種、有害植物：215種、合計724種を掲載。②輸入検疫措置の対象に該当しない有害動植物を明示し、告示に有害動物：173種、有害植物：5属と16種、合計194種類を掲載。③リスク評価が終了していないため、暫定的に検疫有害動植物として取り扱う有害動物及び有害植物を明示し、告示に有害動物：238の科、有害植物：362の属及び2つの分類群（全植物ウイルス、全ウイロイド及び全寄生植物）を掲載。

2) 輸入禁止における新たな枠組みの追加（植物防疫

法施行規則第9条関係）

輸入の禁止の新たな枠組みとして、リスク評価の結果、現行の植物検疫措置では十分なリスク低減を望めないことから輸出国へ新たな検疫措置を要求することが妥当とされた病害虫について、その特徴や危険度に応じた検疫措置の実施を輸出国に求めるとともに、要求事項を満たさない特定の植物は輸入の禁止の対象植物とすることを追加（*Phytophthora kernoviae*, *P. ramorum* に対する輸出国における熱処理, *Potato spindle tuber viroid* に対する輸出国における精密検定等）。

3) 輸出国での栽培地検査及び輸入の禁止の対象とする地域等の見直し（植物防疫法施行規則第5条の4及び第9条関係）

①輸出国での栽培地検査を要求する地域、植物及び検疫有害動植物の見直し（*Phytophthora kernoviae*, *P. ramorum*, *Plum pox virus*, *Potato spindle tuber viroid* 等10種の検疫有害動植物を追加）。②輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し（9種の検疫有害動植物を対象）

10. おわりに

大臣許可による輸入禁止品の輸入許可は、輸入禁止品の散逸防止を主とした厳格な管理義務を付して認められる制度である。申請者及び管理責任者の方には検疫有害動植物が我が国に侵入・まん延し、農業生産に被害を及ぼすことがないように、その取り扱いに十分注意していただくよう重ねてお願いする。

また、昨年、生物多様性条約締約国会議（COP10）等において薬品や化学品開発に用いる微生物など有用資源の利用ルールが協議され、資源を利用する先進国と生物資源の利用料・利益配分を求める新興・途上国が対立している。さらに輸入国間では「資源争奪戦」の様相を見せ、これら生物資源の囲い込みが行われたことにより、国によってはこれまでのような輸出手続きができなくなったとの声を耳にする。このような中、我が国の微生物の研究分野において、外国産の微生物がよりスムーズに輸入できるよう植物防疫所としても検疫有害菌の我が国への侵入・まん延を的確に防止しつつ、大臣許可の側面からお手伝いできればと考えている。本制度の活用之际し、手続き等に関する質問等があれば当所あてご照会願いたい。今後とも、植物検疫にご理解とご協力をお願いする。

文 献

植物防疫法（昭和 25 年 5 月 4 日 法律第百五十一号）.
植物防疫法施行規則（昭和 25 年 6 月 30 日 農林省令
第 73 号）.
輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日 農林省告示第
206 号）.
輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施
要綱（平成 10 年 3 月 30 日 10 農産第 2441 号）.
国際連合食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture
Organization）.

国際植物防疫条約（IPPC：International Plant
Protection Convention）.
植物防疫所ホームページ（生きた昆虫・微生物などの
規制に関するデータベース）：[http://www.pps.
go.jp/rgltsrch/view/search/index.html](http://www.pps.go.jp/rgltsrch/view/search/index.html)
農林水産省ホームページ（輸入植物検疫制度の見直し
に係る関係規則等の改正内容）：[http://www.maff.
go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi-an.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi-an.html)
(担当編集委員：青木孝之)